

M Management

商標とは？

～信頼を表し、ブランドイメージをつくる～

商標とは？

商標は、会社が自己を示すマークや文字のことであり、どの製品であるかを識別するともに一定の品質を保証するものとなっています。商標は長期間使用されることにより、社会的な信頼が蓄積されていきます。また、広告・宣伝がなされることにより、ブランドイメージが確立していき、大きな財産的価値をもつ商標へと成長していくのです。

®やTMは 何を意味するか？

®やTMという記号が、商品の名称と共に表示されているのを目にするところがあると思いますが、何を意味するかご存知でしょうか。

この®は「registered trademark」の頭文字「R」からとられたもので、「登録商標」を意味しています。同様にTMは「Trademark」の「T」と「M」からとられており、一般的には、出願中の商標に付されています。ちなみに©は著作権のマークで、「copyright」の頭文字「C」です。

これらの記号を付することによって、法的に保護されていることを一般にPRする効果があり、権利侵害を未然に防ぐ一つの方法といえます。

商標と商品・役務

「A」という商標を菓子について商標登録したから、Aという商標はどんな商品に付しても自分のものなので、洋酒の名前でもカフェの名前でも、他人

が使用すれば侵害」と思われる方がいるかもしれませんが、

残念ながらこれは間違いで、上の場合は菓子にしか商標権の効力は及びません。日本のすべての商品や役務（サービス）は45の分類ごとに区分されており、この分類にしたがって商品や役務を指定し、商標権を取得するため、この権利の範囲内のみ商標権の効力が及ぶからです。

ですから商品・役務の分類が異なれば、別人が同じ商標を取得することは可能であることから、例えば「元気村」というひとつの商標も、下図のように分類別に各々が商標権を取得しています。

区分	指定商品・役務	商標権の所有者
9類	スロットマシン	パチンコメーカー(愛知県)
30類	清涼飲料、果実飲料	前橋市(旧粕川村)
43類	老人の養護	デイサービス会社(愛知県)

商標の登録条件

まず、商品や役務の普通名称であったり、内容を記述的に表したに過ぎない商標は登録することができません。例えば、洋服の名称として「シルク」や、レストランの名称として「前橋食堂」などは、商標登録することができません。

次に、似たような商品や役務に、同一又は類似した他人の商標が既に登録されている場合、権利取得できません。例えば、平仮名の「げんきむら」という商標は漢字の「元気村」の「類似範囲」

となるため、「清涼飲料・果実飲料」について商標登録できないこととなります。

時折、商品の名称を決定し、看板やパンフレットの手配などを済ませた後に、「商標登録したい」とおっしゃる方もいますが、調査の結果によってはすべて水の泡となることもありますので、くれぐれも、名称の決定前に商標調査をされることをお勧め致します。商標調査は特許庁がインターネットを通じて無料で情報を提供する「特許電子図書館」という検索システムによって行えます (URL: <http://www.ipdl.ipri.go.jp/homepg.ipdl>)。

商標登録のメリット

日本全国でその商標権者だけが、権利取得した範囲について、その商標を使用することができ、さらに、同一・類似の商標を他人に使用されることを防止できることが最大のメリットです。

また、その商標の使用に関して、第三者とロイヤリティ契約を結ぶこともでき、フランチャイズ契約なども可能になります。長い間使用してきた商標には多くの信用が化体し、大きな財産的価値が生じることとなりますので、会社の顔ともいえる商標を汚さぬよう、商品の品質管理を含め、商標権自体の維持管理を行うことも、会社のブランド価値を高める重要なポイントなのです。

羽鳥国際特許商標事務所
弁理士 中村 希望

●知的財産の困りごと相談

前橋商工会議所では無料説明相談を毎月第1、3水曜日の午後開催しております。当事務所の所長弁理士と私が交互に担当しておりますので、お気軽にご相談ください。